

定 款



一般財団法人栃木県交通安全協会

目次

第1章 総則	1
第1条（名称）	1
第2条（事務所）	1
第2章 目的及び事業	1
第3条（目的）	1
第4条（事業）	1
第3章 資産及び会計	1
第5条（基本財産）	1
第6条（事業年度）	2
第7条（事業計画及び収支予算）	2
第8条（事業報告及び決算）	2
第4章 評議員	2
第9条（評議員の定数）	2
第10条（評議員の選任及び解任）	2
第11条（評議員の任期）	3
第12条（評議員の報酬等）	3
第5章 評議員会	4
第13条（構成）	4
第14条（権限）	4
第15条（開催）	4
第16条（招集）	4
第17条（議決）	4
第18条（議事録）	5
第6章 役員	5
第19条（役員の定数）	5
第20条（役員の選任）	5
第21条（理事の職務及び権限）	5
第22条（監事の職務及び権限）	5
第23条（役員の任期）	6
第24条（役員の解任）	6
第25条（役員の報酬等）	6
第26条（役員の損害賠償責任の免除）	6
第7章 理事会	6
第27条（構成）	6
第28条（権限）	6

第29条（開催）	6
第30条（招集）	7
第31条（議長）	7
第32条（議決）	7
第33条（議事録）	7
第8章 顧問	7
第34条（顧問）	7
第9章 定款の変更及び解散	7
第35条（定款の変更）	7
第36条（解散）	7
第37条（剰余金の非分配）	7
第38条（残余財産の帰属）	8
第10章 公告の方法	8
第39条（公告の方法）	8
第11章 補則	8
第40条（事務局）	8
第41条（委任）	8
附 則	8
別表 基本財産	8

一般財団法人栃木県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人栃木県交通安全協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、交通ルールに関する教育及び普及啓発事業等を通じて、栃木県内における交通安全道徳の向上、交通事故の防止等に努め、もって道路における交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全道徳の向上、交通事故の防止その他交通の安全に関する広報及び啓発事業
- (2) 交通安全に関する諸施設の設置及び維持管理事業
- (3) 交通安全に関する教育及び調査研究事業
- (4) 交通安全功労者、交通安全功労団体及び優良運転者等の表彰事業
- (5) 交通安全をテーマとする広報紙等の発行及び頒布事業
- (6) 交通事故相談等栃木県交通安全活動推進センターの事業
- (7) 栃木県内における交通安全活動推進団体に対する支援協力及び連絡調整事業
- (8) 栃木県、栃木県公安委員会及び交通安全活動推進団体からの委託又は指定事業
- (9) 運転免許更新者等の支援及び利便のための証明用写真の撮影事業
- (10) 栃木県証紙及び郵便切手類の売り捌き事業
- (11) 栃木県民の交通安全等に関連する資器材の斡旋及び販売事業
- (12) 自動車運転者の養成及び訓練事業
- (13) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、栃木県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本協会の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本協会の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本協会の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成して監事の監査を受けた後、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、かつ、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。定款についても、主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本協会に、評議員10名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 前項の委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 前項の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者の中から理事会において選任する。

(1) 本協会又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会及び評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営に関する細則は、理事会において定める。
- 5 前項の評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本協会との関係
 - (4) 当該候補者と本協会理事、監事及び評議員との関係
 - (5) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ、外部委員1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合、評議員選定委員会は、次の各号も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠の評議員として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第11条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第12条** 評議員に対して、各年度の総額が250万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。ただし、職務を行うために要する費用は、会長が別に定めるところにより、これを弁償するものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長が議長となる。

(権限)

第14条 評議員会は、次の各号の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他法令及び定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に定時評議員会を開催するほか、必要がある場合には、いつでも臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(議事録)

- 第18条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び当該会議において議事録署名人に選任された評議員2名が署名押印するものとする。
 - 3 議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員の数)

第19条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とする。
 - 4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名の専務理事及び1名の常務理事を置くことができる。
 - 5 前項の専務理事及び常務理事をもって、一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を行う。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その職務を行う。専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、資産及び会計並びに理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、前2項に定めるもののほか、法令に定められた職務を行う。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において、別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。ただし、職務を行うために要する費用は、会長が定めるところにより、これを弁償するものとする。

(役員損害賠償責任の免除)

第26条 本協会は、一般法人法第198条において準用される第114条第1項の規定により、理事又は監事の職務上の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がないときに限り、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度に、理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

2 理事会は、前項に定める職務のほか、定款及び法令に定められた職務を行う。

(開催)

第29条 理事会は、毎事業年度終了後2か月以内に定時理事会を開催するほか、必要がある場合にはいつでも臨時理事会を開催することができる。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事及び監事は、会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を記載した文書により、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名押印するものとする。

3 第18条第3項の規定は、これを準用する。ただし、前条第2項により、理事会の決議があったとみなされる場合は、決議省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 顧問

(顧問)

第34条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者、その他本協会の事業等に有益な卓越した知見、技能、経験等を有する者から選考して会長が委嘱し、理事会の承認を得るものとする。

3 顧問は、会長、副会長の諮問に応じるほか、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、理事、監事及び評議員を兼ねることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

第37条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第38条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により前項の掲示方法によることができない場合は、栃木県において発行する下野新聞に掲載する方法により行う。

第11章 補則

(事務局)

第40条 本協会に事務局を置く。

- 2 本協会の職員の任免は会長が行う。ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 事務局の組織、内部管理に関する事、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第41条 会長は、定款を施行するため必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法律第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の会長は、保坂正之、最初の副会長は阿部武史とする。
- 4 本協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
寺崎 保史 鈴木 幸雄 黒後 清一 加藤 嘉一郎 大美賀 厚
寺内 貞夫 武隈 一郎 島田 正美 井戸 道廣 上野 徳浩
奥田 勉 渡邊 脩司 高根沢 一 斎藤 新造 高橋 昭男
小久保 均一 岡崎 博 小林 幸子 杉本 益三
- 5 この定款は、平成26年1月24日、一部改正し、同日から施行する。
- 6 この定款は、平成28年6月17日、一部改正し、同日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
投資有価証券 定期（普通）預金	340,000,000円